

普通預金規定 新旧対照表

[赤字部を改定]

新（2026 年 10 月 1 日より改定）	旧
2【証券類の受入れ】 （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。 （２）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （３）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 （４）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （５）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 ～省略～	2【証券類の受入れ】 （１）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 （２）手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当行は白地を補充する義務を負いません。 （３）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続きを済ませてください。 （４）手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 （５）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 ～省略～